

12月2日から保険証のしくみが変わります

▶ 問合せ 住民課保険係 ☎ 25-3242

12月2日(月)から健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバー(個人番号)カードと健康保険証が一体化した**マイナ保険証**を基本とするしくみに変わります。

◆お持ちの保険証は有効期限まで使えます

現在お持ちの保険証は、最長で令和7年7月31日の有効期限までお使いいただけます。

◆マイナ保険証がない場合も受診できます

マイナ保険証をお持ちでない方や、新たに後期高齢者になった方(来年7月末まで)には申請不要で「資格確認書」を交付します。

◆マイナンバーカードの保険証利用登録を

マイナンバーカードをお持ちの方で保険証の利用登録がお済みでない方は「マイナポータル」での利用申し込みが必要です。詳しくは役場住民課へお問い合わせください。

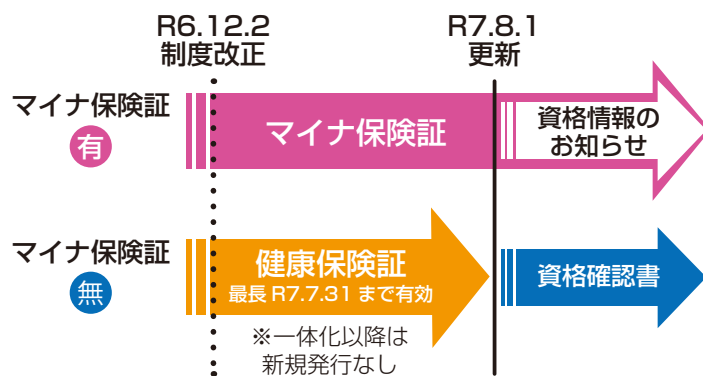
なお、マイナ保険証をお持ちの方には、資格の内容確認のために「資格情報のお知らせ」を交付します。

◆限度額適用認定証などが不要になります

マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証などを申請しなくても、高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。



12月2日以降の保険証のしくみ



※12月2日以降に差し替えや交付が必要になった場合、その時点から「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を発行します。

これからの保険証はどのタイプ？

マイナンバーカードを持っている

はい

保険証利用登録をしている(マイナ保険証を持っている)

はい

マイナ保険証を持って医療機関を受診する

はい

保険証利用の登録を

「マイナポータル」で申請する
※スマートフォンまたは役場で申請できます。

いいえ

いいえ

「資格確認書」を持って医療機関を受診する

有効期限は最長で令和7年7月31日までとなります

すでに発行された保険証がある

はい

有効期限までは医療機関で受診できる

国民健康保険

社会保険との切り替え手続きは今後も必要です

就職や退職などにより、国民健康保険の加入や脱退など変更になる場合は、これまでどおり役場で手続きが必要です。



手続きをしないと…

- ・国保加入の届出が遅れ、無保険期間が発生すると医療費を全額自己負担しなければならない場合があります。
- ・国保加入の届出が遅れても、切り替えをしていなかった期間の保険料は納めなくてはなりません。滞納していると延滞金も発生します。